

令和2年9月29日

湯河原町議会議員 土屋 由希子 様

懲罰特別委員会
委員長 善本 真人



懲罰特別委員会における一身上の弁明の機会の付与について

貴殿は、9月29日開催の本会議において、議決による公開の議場における陳謝の懲罰を科されたにもかかわらず、議決に従わずこれを拒否したことは、議会の品位を軽んずるものであるとともに議事の妨害となる行為であり、会議規則第98条及び第100条の規定に反したことから、会議規則第106条の規定に基づく懲罰動議が提出され、本日の本会議において、全員賛成で懲罰特別委員会の設置・付託が可決されました。

つきましては、土屋 由希子議員に対し、本委員会に出席し、下記の内容について一身上の弁明の機会を付与いたしますので、申出されるよう通知いたします。
なお、何もご連絡等がない場合、弁明の権利を放棄したものとみなします。

記

- | | | | | |
|---|----------|-----------------------|--------------------|--------|
| 1 | 日 | 時 | 令和2年9月29日（火） | 本会議休憩中 |
| 2 | 場 | 所 | 役場第1庁舎 3階 議会協議会室 | |
| 3 | 案 | 件 | 土屋 由希子議員に対する懲罰について | |
| 4 | 弁明を求める事項 | ①議決された内容に従わなかった理由について | | |